

第十一條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第十二條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第十三條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第十四條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第十五條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第十六條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第十七條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第十八條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第十九條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第二十條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第二十一條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第二十二條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第二十三條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第二十四條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第二十五條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第二十六條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第二十七條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第二十八條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第二十九條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第三十條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第三十一條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第三十二條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第三十三條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第三十四條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第三十五條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第三十六條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第三十七條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第三十八條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第三十九條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第四十條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第四十一條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第四十二條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第四十三條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第四十四條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第四十五條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第四十六條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第四十七條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第四十八條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第四十九條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

第五十條 事務局長委員は、理事會議の議決を経て、事務局長を推薦し、理事會議の議決を経て、事務局長を任命す。

財団法人協同會大阪支所

第十二條 役員ノ任期ハ一ケ年トス
但シ再選ヲ許サズ

第十三條 本事務局ノ會計ハ本部ノ決定豫算及ビ所屬支那負擔費ヲ以テテ支弁ス
但シ支那負擔額ハ執行委員會之ヲ決定ス

第十四條 本事務ノ出納決算ハ毎年一回本部ノ承認ヲ經テ之ヲ公表ス

夏期大學開講ノ件

説明者 橋本實太郎

同盟員ノ意識高揚指導者ノ養成ヲ目的トスル關西事務局主催ノ「夏期大學」ヲ開講スルコト、シ其ノ具体案ノ決定ヲ關西事務局新任役員ニ一任スルコトニ決定セリ

關西日本國民新聞發行ニ關スル件

説明者 山本榮三郎